第五十八条第一号中「当該事業年度の最低積立基準額」の下に「(法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額（当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。）とする。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（適格退職年金から移行した場合の積立不足に伴い拠出すべき掛金の額に関する経過措置）

第十条の二　法附則第二十五条第一項の規定に基づく適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十八条第一号の規定の適用については、同号中「場合」とあるのは「場合並びに附則第七条第二項に規定するとき」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第百二十号

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）の施行に伴い、及び弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十一条第三号の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十八日

経済産業大臣　甘利　明

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「前条の表の上欄の第七号に掲げる科目に対応する同表の下欄に掲げるいずれかの選択問題について司法試験第二次試験を受け当該試験」を「司法試験」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の規定による司法試験の第二次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験を受け当該試験に合格した者に係る弁理士試験の論文式による試験の一部免除については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成十八年十二月二十八日

人事院総裁　谷　公士

人事院規則九―一七―一〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表海上保安庁の部管区海上保安本部の項及び海上保安監部及び海上保安部の項中「通信所長」を削り、同部統制通信事務所の項を削る。

附　則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

告　示

○金融庁
法務省告示第十七号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第四号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による会社を次のように指定する。

平成十八年十二月二十八日

金融庁長官　五味　廣文
法務大臣　長勢　甚遠

債券の名称	登録機関の名称
ザ・ベアー・スターンズ・カンパニーズ・インク第七回円貨社債（二〇〇六）	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
ザ・ベアー・スターンズ・カンパニーズ・インク第一回変動利付円貨社債（二〇〇六）	同

○総務省告示第六百八十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第十八項第三号の規定に基づき、同号に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。

平成十八年十二月二十八日

総務大臣　菅　義偉

名称	住所
社団法人鉄道建築協会	東京都千代田区内幸町一丁目七番一号

○総務省告示第六百八十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第四十三項の規定に基づき、同項に規定する市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事を次のように指定する。

平成十六年総務省告示第千五号は廃止する。

平成十八年十二月二十八日

総務大臣　菅　義偉

次に掲げる改良工事

名古屋鉄道瀬戸線尾張瀬戸駅において行われる改良工事

阪神電気鉄道本線岩屋駅において行われる改良工事

山陽電気鉄道本線舞子公園駅において行われる改良工事

京浜急行本線横浜駅において行われる改良工事

阪神電気鉄道本線春日野道駅において行われる改良工事

○総務省
経済産業省告示第四号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関の指定が同法第十九条第一項の規定により失効したので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十八日

総務大臣　菅　義偉
経済産業大臣　甘利　明

一　名称　株式会社電磁環境試験所認定センター

二　住所　東京都港区麻布台二丁目三番五号

三　指定が失効した指定調査機関が行っていた調査の範囲　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する調査の全部

四　指定が失効した指定調査機関が行っていた調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分　法第二条第八項第三号及び第五号の国外適合性評価事業

五　指定年月日　平成十三年十二月二十八日

六　失効年月日　平成十八年十二月二十八日

○法務省告示第五百九十八号

北海道札幌市北区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成十八年十二月二十八日

法務大臣　長勢　甚遠

北海道札幌市北八条西一丁目一番地　森澤　明

○法務省告示第五百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十八日

法務大臣　長勢　甚遠

別表第二中「学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・一般二年課程」を「学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・一般二年課程、同・一般一年課程」に、「赤門会日本語学校日暮里校」を「学校法人新井学園赤門会日本語学校日暮里校」に、「赤門会日本語学校本校」を「学校法人新井学園赤門会日本語学校本校・進学二年コース、同・進学一年九ヶ月コース、同・進学一年六ヶ月コース、同・進学一年三ヶ月コース、同・進学一年コース、同・一般二年コース、同・一般一年コース」に、「秀峰国際学院」を「横浜秀峰国際学院」に改め、「周東町日本語学校三瀬川学園」の項を削る。

別表第三中「学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・進学準備一年課程、同・進学準備一年半課程」を「学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・進学準備二年課程、同・進学準備一年半課程」に改め、「ジェット日本語学校・日本語進学科Ａ、同・日本語進学科Ｂ」の次に次のように加える。

学校法人新井学園赤門会日本語学校本校・大学進学のための準備教育二年コース、同・大学進学のための準備教育一年コース	東京都

別表第五中「大竹総合科学専門学校日本語学科」の項の次に次のように加える。

周東町日本語学校三瀬川学園	山口県